

◎新潟県選挙管理委員会告示第49号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、薄青色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成26年12月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>政党その他の 政治団体の 名称又は略称</p>	<p>第 四 十 七 回 点 字 投 票</p> <p>衆議院比例代表選出議員選挙投票</p> <p>○ 注 意</p> <p>政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。</p> <p>印</p>
------------------------------------	--